

京都市告示第 355 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 20 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大北山水0013号	北区大北山原谷乾町25番地の25地先 同町30番地の1地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	嵯峨水0556号	右京区嵯峨北堀町20番地の1地先 同上

(建設局土木管理部道路明示課)